



再送信に関する制度等について

平成19年6月11日

義務再送信制度について



有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号）

第13条 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第三条第一項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。）を行う放送局（放送法第二条第三号に規定する放送局をいう。）を開設しているすべての放送事業者（放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいう。以下同じ。）のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2～8（略）

立法趣旨

テレビジョン放送の良好な受信ができなくなっている地域、いわゆる難視聴地域においては、その難視聴を解消するためには、有線テレビジョン放送によることが最も有効な手段であることに鑑み、このような難視聴地域のうちでも特に受信障害の程度が高い地域で、郵政大臣（総務大臣）が受信障害発生区域として指定した区域においては、当該区域に施設を設置する有線テレビジョン放送施設者に対し、地元のテレビジョン放送等の再送信の義務を課すことによって、当該区域の住民に対し、テレビジョン放送等の視聴を確保し、受信者の保護を図ることとしたものである。

（出典）有線テレビジョン放送法コンメンタール

留意点

- 本規定により有線テレビジョン放送施設者に再送信義務を課すためには、総務大臣が当該難視聴地域を指定する必要があるが、本規定は過去に一度も発動されたことはない。

再送信同意制度について(1)



有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号）

第13条（略）

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者（放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送事業者（電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送（委託して行わせるもの及び電波法（昭和25年法律第131号）第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。）又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3～8（略）

立法趣旨

○ 再送信同意制度の趣旨については、有線テレビジョン放送法案が審議された昭和47年5月18日の衆議院逡信委員会において、阿部未喜男委員の質問に対し、当時の藤木電波監理局長から、「この同意の問題は、現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律というものがございまして、これをそのまま持ってきたわけではありますが、…」と答え、有線テレビジョン放送法の同意制度が有線放送業務の運用の規正に関する法律の同意制度と同じ趣旨で、設けられたことを明らかにしている。

○ 他方、有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会においては、鈴木恭一参議院議員と提案者である高塩三郎衆議院議員との間で次のような質疑応答があった。

《第10回国会 参議院電気通信委員会（昭和26年3月26日）》

鈴木恭一君「その次は第5条の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第6条と同じ趣旨であると考えます。第6条は、著作権の保護の規定ばかりでなく、その編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合に、この規定の存在の意義がある、こう解釈してよろしいございませうか。」

高塩三郎君「大体その通りでございますが、なお付け加えて御説明申し上げますが、第5条の再送信の同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することといたしましたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。」

○ 以上の国会での議論は、有線テレビジョン放送法第13条第2項が、再送信の際に放送元の放送事業者の編集内容が変更されること等を防止すること、すなわち、放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するための制度であることを明らかにしているものと解される。



参考①

- 過去の裁定においては、再送信同意制度の趣旨について、以下のとおり解している。

《昭和62年裁定（昭和62年郵放有第32号）》 ※山陰ケーブルビジョンとサンテレビジョンの事例

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図ることとし、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

（以下略）

《平成5年裁定（平成5年郵放有第13号）》 ※高知ケーブルテレビとテレビせとうちの事例

3 判断

テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

（以下略）

参考②

- なお、放送法第6条においても、他の放送事業者の放送を受信して再放送するには同意が必要である旨規定されているところ、本条の趣旨については、以下のとおり解されている。

「本条は、放送事業者が他の放送事業者の放送番組の放送を受信して再放送する場合、放送事業者の放送対象区域以外で放送される危険性があり放送秩序を破壊する可能性があること、放送番組の一部に手を加えること、放送時間帯の変更や前後に広告放送を配置すること等により放送事業者の番組編集の意図を害し、歪曲する可能性があるとの理由から、このようなことが生じないよう当該放送事業者の同意を得なければならないとしたものである。」

（出典） 金澤薫「放送法逐条解説」 財団法人電気通信振興会 平成18年



有線テレビジョン放送法（昭和47年7月1日法律第114号）

第13条（略）

2（略）

3 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。）は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意（以下単に「同意」という。）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4～8（略）

立法趣旨

○ 裁定制度の立法趣旨については、裁定制度を導入した昭和61年の第104回国会で以下のとおり答弁されているとおり、再送信をめぐる問題について、あっせん制度が機能しなかったためと考えられる。

《第104回国会 衆議院逓信委員会（昭和61年4月23日）佐藤郵政大臣答弁》

「CATVが多チャンネルの特性を持って、地域住民、国民のニーズに応じていくという大きな要望を背負っていることは言うまでもございません。ところが、このCATVが放送事業者との関連において、放送事業者の方は必ず同意をしてもらいたいという意見、CATVの事業者は同意なしでやっていきたい、こういう意見の対決が去年、おととしくらいから明確に表に出てまいりました。したがって各地域においてトラブルが発生して、なかなかあっせんというだけでは解決できないという現実の面が出てまいりましたので、裁定という法的根拠を、公平に行う手段として今度の法改正をしたわけでございまして、その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義である、いわゆる伝家の宝刀的なこの裁定というものは極力避けていきたい、しかしどうにもならないというときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続をとって裁定に持っていく、こう基本的に考えた次第でございます。」

《第104回国会 衆議院逓信委員会（昭和61年4月23日）森島政府委員答弁》

「裁定は個々の具体的事案につきまして、両当事者の意見を個別に聞きながら行うものでございますけれども、恣意的なことがあってはならないという点で、その点は御指摘のとおりでございます。

いろいろなケースが考えられますが、共通する一応の判断の目安というようなものを五点申し上げますと、放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合、それから放送事業者の意に反して番組が異時再送信と申しますか、同時でない再送信が行われるような場合、それから再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすことがあるような場合、それからCATVの施設が確実に設置できるというような見通しがないとか、そういうCATV事業者としての適格性に問題があるような場合、あとCATV側の技術レベルに問題があるような場合、こういったことが一応判断の目安になるというように考えております。」

再送信の同意と著作権法上の許諾との関係



著作権法上の権利との関係

- 再送信にあたっては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者から、有線テレビジョン放送法の同意とは別に、著作権法上の著作権・著作隣接権の許諾を得る必要がある。
- また、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者は、番組に含まれる著作物（音楽、脚本等）について、著作権に関する権利処理を行う必要がある。
- 過去の国会審議においては、有線テレビジョン放送法の同意制度と著作権法の著作隣接権制度は、別個の制度であると答弁されている。

過去の国会答弁

《第104回国会参議院通信委員会（昭和61年5月13日）文化庁岡村政府委員答弁》

「有線テレビジョン放送で認められております同意の制度と、それから著作権法で規定しております著作隣接権制度というのは全く別個の制度、権利でございます。したがって、理論上は著作隣接権は著作隣接権として許諾権でございますからノーと言うことは可能でございますけれども、ご承知のとおり著作権あるいは著作隣接権というのは、権利者の権利を保護すると同時に、これは文化的所産でございますので国民の多くの方々に利用していただくということによって初めて重要な意味をもつ。したがって、公正な利用ということについてもその法律の趣旨の中にはあるわけでございます。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）総務省濱田政府委員答弁》

「この再送信同意制度というものの目的でございますが、これは放送事業者の放送の意図を保護することによりまして放送秩序の維持を図るというところにポイントがあるわけでございます。したがって、著作権制度とはその制度の趣旨を異にしておるというふうに私ども考えております。この再送信制度の関係での裁定が、著作権法上の著作権とか著作隣接権に影響を与えるものではないというふうに私ども考えております。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）文化庁加戸政府委員答弁》

「これは、今郵政省から御議論ありましたように、実態的なトラブルもないし、また、そういうケースも考えられないということですが、理論的可能性として、放送事業者の同意が拒まれたために、有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないというようなことが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用でございます。みずからの首を絞めるわけでございますが、その事態になれば文化庁としては、裁定ではなくて、放送事業者の隣接権を廃止するというような決意でも持たなきゃならぬ事柄ではないかというふうに考えております。もちろんこういうことは理論上の可能性だと思います。」

地上放送の再送信に係る著作権法上の規律



地上放送を再送信するためには、放送番組に係る全ての権利処理を行う必要。

①放送事業者が有する有線放送に関する権利

		著作権法に基づく許諾の要否	契約形態
自ら制作した放送番組についての権利	著作権	許諾必要 (著作権法第23条)	個別契約 (ただし、現在、対価請求を留保している模様)
有線放送させる権利	著作隣接権	許諾必要 (著作権法第99条)	個別契約 (ただし、現在、対価請求を留保している模様)

②放送番組に含まれる著作物の原権利者が有する有線放送に関する権利

		著作権法に基づく許諾の要否	契約形態	
著作権	文芸 (原作者・脚本家)	許諾必要 (著作権法第23条)	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理) (注2)	
	音楽 (作詞家・作曲家)	許諾必要 (著作権法第23条)	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理) (注2)	
著作隣接権	レコード (レコード製作者)	許諾不要 <u>ただし、対価請求権有り</u> (著作権法第97条) (注1)	— (注3)	
	実演 (演奏家、歌手 俳優等)	レコード 実演	許諾不要 <u>ただし、対価請求権有り</u> (著作権法第95条) (注1)	— (注3)
		映像実演	許諾不要 <u>ただし、対価請求権有り</u> (著作権法第92条、第94条の2) (注1)	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理あり)

(注1) 上記の下線部分については、第165回臨時国会において成立し、平成19年7月1日から施行予定。

(注2) ただし、5団体に加入していない権利者については、年間包括契約ではカバーできていない。

(注3) 年間包括契約の締結に向け、(社)日本ケーブルテレビ連盟と各権利者団体が交渉中。

著作権法上の再送信に関する特例規定



著作権法においては、再送信に関して、非営利無料の場合及び義務再送信の場合に特例規定がある。

(1) 非営利無料で再送信を行う場合

著作権法第38条第2項等により、非営利無料で再送信を行う場合は、放送に係る著作権・著作隣接権は働かない。

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第38条（略）

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3～5（略）

第102条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の二まで並びに第四十四条(第二項を除く。)の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の三の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、第四十四条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2～7（略）

(2) 義務再送信の場合

著作権法第99条第2項により、有線テレビジョン放送法第13条第1項に基づく義務再送信の場合は、放送事業者の著作隣接権は働かない。

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第99条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。